

亘理町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を次のとおり公表する。

令和4年6月21日

亘理町監査委員 渋谷 憲之

亘理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 対象団体

令和3年度に執行された財政援助団体の中から次の団体を抽出した。

- ① 荒浜地区まちづくり協議会（所管課：企画課）
 - ・ 亘理町まちづくり協議会事業補助金
- ② 吉田西部地区まちづくり協議会（所管課：企画課）
 - ・ 亘理町まちづくり協議会事業補助金
- ③ 吉田東部地区まちづくり協議会（所管課：企画課）
 - ・ 亘理町まちづくり協議会事業補助金
- ④ 亘理土地改良区（所管課：農林水産課）
 - ・ 管理体制整備型強化支援事業補助金
 - ・ 亘理町震災復興計画事業（ほ場整備）支援事業補助金
 - ・ 水利施設管理強化事業補助金
- ⑤ 亘理山元商工会（所管課：商工観光課）
 - ・ 亘理山元商工会運営費補助金
 - ・ 亘理山元商工会地場産業振興対策事業補助金
 - ・ 亘理山元商工会亘理支部活性化推進事業補助金
 - ・ 亘理山元商工会特産品販路拡大支援事業補助金
 - ・ 亘理山元商工会小規模事業者持続化支援事業補助金
 - ・ 亘理山元商工会宮城県地域特産品等販路開拓等支援事業補助金
 - ・ 亘理山元商工会伴走型創業加速化支援事業補助金

(2) 対象事務

令和3年度に執行された出納その他の事務事業を対象とする。なお、必要があ

ると認める場合は監査対象期間を延長する。

3 監査等の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、さらには、所管課による対象団体への指導監督は適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査等の実施内容

当該対象団体の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき説明を聴取するとともに、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査をするなどの方法により実施した。

5 監査等の日程

令和4年5月31日（火）、6月1日（水）、2日（木）の3日間

6 監査等の結果

当該財政的援助等に係る出納その他の事務については、目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は口頭により指導した。